

業務仕様書

第8回太平洋・島サミットに係る会議会場等手配業務一式

1 事業概要

(1)目的 第8回太平洋・島サミットの実施。

我が国と太平洋島嶼国首脳(14カ国)等約20ヶ国・機関の代表が参加し、我が国と太平洋島嶼国との協力関係の強化を図ると共に、グローバルな課題や共通の課題に向けた取組について議論を行う。さらに、この機会を捉え、総理と各国首脳との二国間会談、地元の自治体等との交流行事、その他のサイドイベント等が行われることが見込まれる。

(2)会議開催日・場所

ア 会議開催予定日:平成30年5月18日(金), 19日(土)

イ 場所:福島県いわき市

2 会議会場及び関連施設

(1)会議場

ア 国際会議の開催が可能な大型施設(概ね 350 m²以上)を有することが望ましい。

イ 大(主会議場)の他、中・小の複数のホールや会議室或いは同目的のため使用が可能な施設を有することが望ましい。

(2)昼食会／夕食会会場

ア 会議場、宿舎内又はその近傍において、内閣総理大臣が主催する、参加者約200人規模の会食を開催できる施設(概ね 300 m²以上)を有すること。

(3)記者会見場

ア 会議場、宿舎内又はその近傍において、参加者約200人規模の記者会見を開催できる施設(概ね 300 m²以上)を有すること。

(4)各国政府関係者用の作業施設等

ア 会議場、宿舎内又はその近傍において、参加国・地域の政府関係者が事務作業を行うことができる施設を有すること。

イ 会議場及び宿舎の近傍において、参加国・地域の首脳等政府高官が待機できる控え室を有すること。

(5)報道関係者用の作業施設

ア 会議場及び宿舎から一定程度近い場所において、本邦及び海外の報道関係者(約200人)が作業可能な施設(概ね 150 m²以上)を有すること。

イ 大(主会議場)の他、中・小の複数のホールや会議室或いは同目的のための使用が可能な施設を有することが望ましい。

3 宿舎関係

(1)首脳用宿舎

ア 単一の宿泊施設において、首脳用スイート15室程度を用意できること。

イ スイートを用意できない場合は、ジュニアスイートやデラックスルームのコネクティング利用

等での対応も検討可能。但し、首脳用に必要とされる15室すべてが同一グレードであり、かつ、床面積が70㎡以上であることが望ましい。

(2) 閣僚用宿舎

ア 参加国によっては、首脳に加えて複数の閣僚が出席するため、上記(1)とは別に、閣僚用デラックスルームを約30室用意できることが望ましい。

イ デラックスルームを用意できない場合は、これに代わる部屋も検討可能。但し、閣僚用に必要とされる30室すべてが同一又は類似のグレードであることが望ましい。

(3) その他関係者用宿舎

ア 参加国・機関の政府代表団、多数の内外報道関係者、警備関係者をあわせ、少なくとも約200人以上が宿泊することができる、相応の質・量の宿舎を有していること。

(4) 駐車場

各国政府関係者、警備関係者及び報道関係者の車両を駐車するに十分な広さの、公道と隔絶された駐車場(約100両以上。機械式立体駐車場を含まない。)を有していることが望ましい。

4 警備関係

(1) サミット関連施設は、警備しやすく、宿舎から会議場までの移動(道路上の車列による移動等)が円滑に行える立地であることが望ましい。

(2) サミット関連施設の近隣住民を含む市民生活への影響が少ない立地条件にあることが望ましい。

5 委託先に求められる条件

(1) 本書記載施設及び設備を提供でき、本書に記載のない事項等の手配が生じた場合には、当省と相談の上、適宜対応し得ること。

(2) 「国際観光ホテル整備法(昭和24年12月24日法律第279号)」へ登録済みであること。

(3) 当該施設を所有する者又は管理を委託している者

(4) 旅館業法に基づくホテル営業許可を受けている者。

(5) タイムな日程の中で行われる会議であるので、JR郡山駅、いわき駅、湯本駅、泉駅、いずれかの駅より交通が至便であること。

(6) 会議出席者が健康不安を訴えるような場合にも迅速な対応が可能であること。

(7) 上記1から4の全てを満たすことを証明する、資料を提出すること。形式は自由とする。

(了)

別添 1

平成 年 月 日

応募申込書

外務省アジア大洋州局大洋州課長 殿

住 所：	
会 社 名：	印
代表者氏名：	印

当社は、外務省アジア大洋州局大洋州課が行う「第8回太平洋・島サミット開催（いわき市）における会議会場及び宿舍施設等手配業務」一式の業務委嘱先となることを希望（応募）します。

業務履行保証書

外務省アジア大洋州局大洋州課長 殿

平成 年 月 日

住 所

会 社 名
(団体名)

印

代表者氏名

印

当社は、「第8回太平洋・島サミット開催（いわき市）における会議会場及び宿舍施設等手配業務」一式 に応募します。

なお、当該業務の請負に際しては、貴省指示の業務内容を満たすことを保証いたします。

また、業務完了後、貴課指示の業務内容を満たしていない場合には、当社の負担において、速やかに貴課指示の業務内容に合致するよう業務を再実施いたします。

以上

誓 約 書

平成 年 月 日

外務省アジア大洋州局大洋州課長 殿

住	所	
会社（団体）名		印
代 表 者 氏 名		印

下記の事項について誓約いたします。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

以下の「契約の相手方として不適当な者等」に該当しないこと。また、将来にわたっても該当しないこと。

本日現在の役員名簿※を別添のとおり提出することとし、本誓約書に添付して提出した書類に係る当方の個人情報を警察に提供することについて同意すること。

（１）契約の相手方として不適当な者

- （イ）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （ロ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （ハ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （ニ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （ホ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

- （イ）暴力的な要求行為を行う者
- （ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （ハ）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （ニ）偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- （ホ）その他前各号に準ずる行為を行う者

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員名簿（役員の生年月日を付記）又は商業登記簿の写しを添付すること。